

令和2年度第1回
香川支部評議会
資料3

全国健康保険協会香川支部における 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年7月

1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要

発出年月日	発出内容	期間	発出区域
R2.4.7	緊急事態宣言発令	～R2.5.6	埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡
R2.4.16	緊急事態宣言の区域変更	～R2.5.6	全国
R2.5.4	緊急事態宣言延長	～R2.5.31	全国
R2.5.14	緊急事態宣言の区域変更 (一部解除)	～R2.5.31	北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、 京都、大阪、兵庫
R2.5.21	緊急事態宣言の区域変更 (一部解除)	～R2.5.31	北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川
R2.5.25	緊急事態解除宣言		すべての区域において解除

2. 香川支部における対策

1.

事業の選別

・
職員の態勢
縮小

- ①一部業務を停止し、当該業務に従事する職員に休業命令
(R2.4.13～ 対象職員：レセプト点検員、保健指導保健師)
- ②出勤が必要な職員を週4/5出勤とし、1日当たりの支部出勤者数を2/3とする
(R2.4.22～) ※自宅待機もしくは年次有給休暇取得
- ③県外から通勤している職員を最寄りの支部勤務へ変更 (R2.4.22～)
- ④業務系の事業継続実施に伴う優先事項の確認と共有
- ⑤企画総務部職員も含めた業務体制の構築
- ⑥大規模支部（大阪支部）の現金給付業務支援を実施
- ⑦感染者発生に伴う支部閉鎖を想定した業務フローの作成

2.

職員の
感染予防

- ①窓口に防護フィルムを設置 (4/6～)
- ②事業所訪問（保健指導も含む）を中止
- ③窓口、保健指導の担当職員にマスク優先配付
- ④執務室内の定期的な換気、空気清浄機常時稼働
- ⑤訪問者等の氏名等記録保管
- ⑥帰省や旅行等のスケジュールを確認
- ⑦重点警戒都道府県に自宅等の拠点のある職員に対し、「不要不急」の場合の帰省の自粛を依頼

R2.6.1から通常の業務範囲、業務態勢へ